

## 立川市広告付窓口番号システム設置事業者募集要項

### 1 業務概要

#### (1) 件名

立川市広告付窓口番号システム設置事業

#### (2) 目的

市役所本庁舎窓口における来庁者のスムーズな誘導、混雑緩和等により市民サービスの向上を目指すとともに、広告付の窓口番号システムを導入することによりシステム設置・運用費用の削減を図る。

#### (3) 業務内容

立川市役所本庁舎（立川市泉町 1156-9）1階市民ロビー、市民課、保険年金課に窓口番号システムと、広告・市政情報を放映するディスプレイを設置する。設置に係る一切の費用（機器等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集、広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用、その他全ての費用）については、事業者の負担とする。事業者はディスプレイで放映する広告の広告料を収入とし、事業を円滑に運用するものとする。

#### (4) 事業実施期間

運用開始日から5年間とする。ただし、事業者との合意があった場合は、期間延長を妨げないものとする。

### 2 参加資格要件

この事業者選定に参加できる者は、この事業者選定の参加申込日現在において、次の各号の要件をすべて備えた事業者とする。

- (1) 東京都内に本店、支店または営業所を有し、かつ、立川市競争入札資格登録（以下「資格登録」という。）を当該店舗でしている者。ただし、資格登録をしていない者にあつては、下記書面を提出し、契約締結時まで資格登録できる見込みがある場合に限り、参加することができる。

- ①履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人）
- ②履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）（商号登記している個人）
- ③身分証明書（商号登記していない個人）
- ④登記されていないことの証明書（商号登記をしていない個人）
- ⑤財務諸表（法人および個人）
- ⑥法人事業税の納税証明書（法人）
- ⑦納税証明書その1

- ア 法人税（法人）または申告所得税（個人）
- イ 消費税及び地方消費税
- (2) 立川市において、過去1年以内に指名停止処分を受けていない者
- (3) 地方公共団体において、広告付窓口番号システムに類似した事業実績が1年以上あること。
- (4) 立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年2月23日市長決定）第3条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

### 3 選定条件

- (1) 選定方式  
企画提案型公募選考とする。
- (2) 選定方法  
庁内に「立川市広告付窓口番号システム設置事業者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会が定めた立川市広告付窓口番号システム設置事業者選定評価基準（以下「選定評価基準」という。）に基づく審査委員会の採点をもって事業者を選定する。

### 4 申込・受付

- 参加資格要件を満たし、本事業者選定に参加の意思があるものは、公募期間内に下記の提出書類を作成し提出する。市は、提出されたものについて、参加資格要件に基づき参加資格の有無を審査し、その結果を通知する。
- (1) 提出書類
    - ① 立川市広告付窓口番号システム設置事業者公募参加申込書 1部
    - ② 「2参加資格条件」が確認できる書類（資格登録をしていない者）1式
  - (2) 提出先  
立川市行政管理部総務課（市役所2階51番窓口）
  - (3) 受付期間  
平成31年2月18日（月）から3月11日（月）まで（土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。
  - (4) 参加資格通知  
平成31年3月13日（水）の正午に電子メールで通知。その際に応募番号を指定。

5 公募要項・書式等の入手方法

立川市ホームページ (<http://www.city.tachikawa.lg.jp/>) の「立川市広告付窓口番号システム設置事業者募集」に掲載する。

6 企画提案書等

上記4（4）にて参加確認された事業者は、以下の書類を作成して立川市へ提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書 7部（正本1部、副本6部）

企画提案書に記載する主な記載事項は下記の通りとする。内容については別紙「立川市広告付窓口番号システム設置事業仕様書」を最低限の基準とします。なお、書式は自由とするが、A4判縦型左綴じで横書きを原則とし、ページ番号を付すこと。また、正本には事業者名を記載し、副本については参加資格通知の際に指定した応募番号を記載し、応募者の名称が特定できる固有名詞・ロゴ等を記載しないこと。

ア システムの機能

イ システム機器等の仕様

ウ 広告映像の制作・放映方法

エ 広告内容の審査体制

オ 類似事業の実績

カ システムトラブル時の対応体制

キ ウェブ機能使用時のセキュリティ対策

ク 独自の提案

② 法人概要、導入する機器等のカタログ 各7部

(2) 提出

①提出先

立川市行政管理部総務課（市役所2階51番窓口）

②提出期限

平成31年3月18日(月)まで（土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

## 7 審査方法

企画提案型公募選考とし、有効参加者数が1者以上あれば、審査を実施できる。審査は、書類審査とプレゼンテーション・ヒアリング審査により順位を決定する。審査内容は、審査委員会が定めた選定評価基準に基づいて、応募書類、提案内容を客観的に公平かつ厳正に評価を行い、評価点の合計が最も高いものから契約交渉順位を示す。

## 8 プレゼンテーション・ヒアリング審査

事業者による企画提案説明と質疑応答を実施する。審査には各提案事業者3名まで出席できる。

### (1) 実施時期

平成31年3月25日(月)に実施予定。

### (2) 実施方法

各提案事業者から提出された企画提案書に基づき、20分間を限度に説明を行う。事前に申し出があった場合に限り、パワーポイントなどによる提案も可能とする。その後、審査委員会からの質疑応答を10分程度行う。その際、事業者名が分からないようにすること。

## 9 選定評価基準の評価項目

### (1) 書類審査

企画提案書の記載された下記項目について評価する。

- ア システムの機能
- イ システム機器等の仕様
- ウ 広告映像の制作・放映方法
- エ 広告内容の審査体制
- オ 類似事業の実績
- カ システムトラブル時の対応体制
- キ 独自の提案

### (2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

プレゼンテーション・ヒアリング審査において、企画提案内容の実現性、誠実な業務履行への姿勢等を評価する。

## 10 選定

### (1) 選定の時期

平成 31 年 3 月 28 日(木)までに実施

(2) 選定

選定評価基準に基づいた審査委員会の採点により、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者が辞退した場合の次点事業者の確認を速やかに行うことが可能なように最優秀提案者以外についても得点順に順位付けを行う。

(3) 結果通知

最終審査結果は、平成 31 年 3 月 28 日(木)正午に電子メールで通知する。

(4) 協定

最優秀提案者と認めた事業者と、提案に基づいた仕様書の調整と確認を行った後、事業者と協定の締結を行うこととする。

## 11 募集から選定までのスケジュール

内 容	日 程
募集開始	平成 31 年 2 月 1 8 日 (月) 午前 9 時
募集要項・仕様書に関する質問受付期限	2 月 2 6 日 (火) 午後 5 時
募集要項・仕様書に関する質問の回答	3 月 1 日 (金) 正午
参加申込書の提出期限	3 月 1 1 日 (月) 午後 5 時
参加資格の通知	3 月 1 3 日 (水) 正午
提出書類の提出期限	3 月 1 8 日 (月) 午後 5 時
プレゼンテーション・ヒアリング審査	3 月 2 5 日 (月)
選定結果の通知	3 月 2 8 日 (木) 正午
※導入準備 (予定)	4 月 1 日 (月) ~ 6 月 30 日 (日)
※運用開始 (予定)	7 月 1 日 (月)

## 12 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

平成 31 年 2 月 18 日(月)から 2 月 26 日(火)午後 5 時まで

(2) 質問方法

質問書を電子メールにより立川市行政管理部総務課へ提出

(3) 回答方法

平成 31 年 3 月 1 日(金)正午に、参加申込書を提出した事業者からの全質問に対する回答を電子メールで全参加事業者に送付し、市ホームページで公開する。

### 13 その他留意事項

- (1) 事業者選定に参加するための費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正及び変更は一切認めない。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (4) 事業者が策定した企画提案書の著作権は市に帰属する。事業者以外が策定した提案書は公表しないが、情報公開請求があった場合は「立川市情報公開条例」に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (5) 市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的での使用を禁ずる。
- (6) 採用となった提案について、協議の上内容を一部変更する場合がある。

### 14 問い合わせ先

立川市行政管理部総務課庶務係（市役所 2 階 51 番窓口） 担当：竹内

住所 〒190-8666 立川市泉町 1156-9

電話 042-523-2111（内線 2593）

ファクス 042-527-8074

Eメール soumu@city.tachikawa.lg.jp